

平成30年8月9日
烏山総合支所

世田谷区立烏山区民会館の指定管理者の選定結果について

(付議の要旨)

世田谷区立烏山区民会館の指定管理者の候補者について、適格性審査を実施し、指定管理者の候補者として選定したので、報告する。

1 主旨

世田谷区立区民会館条例（以下「条例」という。）第7条第1項に基づき、世田谷区立烏山区民会館の指定管理者候補者について、適格性審査を実施し、平成31年4月からの指定管理者候補者として選定した。

今後は、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を平成30年第3回区議会定例会に提出する。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名称	施設所在地	指定管理者の候補者名 及び所在地
世田谷区立 烏山区民会館	世田谷区南烏山六丁目2番 19号	烏山区民センター運営協議会 世田谷区南烏山六丁目2番19号

3 指定期間

5年間(平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日)

4 選定方法等

(1) 選定方法

世田谷区立烏山区民会館は、烏山区民センターと同一施設内に設置されており、効率的な施設運営を行うには、烏山区民センターと一体的に管理することが必要となる。このため、区民センターと同様に公募によらず適格性の審査によって候補者の選定を行うこととした。

審査にあたっては、事前に選定委員会各委員に事業計画書等各関係書類を送付して内容の確認や採点を依頼し、選定委員会において事業計画書等を審査して指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会開催状況

第5回選定委員会 平成30年3月27日(選定方法の審議)

第2回選定委員会 平成30年4月24日(審査方法等の審議)

第3回選定委員会 平成30年6月29日(審査方法等の審議)

第4回選定委員会 平成30年7月6日(指定管理者適格性審査)

※会議録要旨は参考資料1～4のとおり

(3) 選定委員会の構成

平成29年度

氏名	役職・所属等
○ 境 新一	成城大学教授
川邊 洋二	東京税理士会北沢支部
塩田 尚人	健康文化研究所代表
細越 淳二	国土舘大学教授
矢島 嗣久	北沢地域町会連合会副会長
本橋 安行	地域行政部長
男鹿 芳則	北沢総合支所長

平成30年度

氏名	役職・所属等
○ 境 新一	成城大学教授
綾野 康子	東京税理士会世田谷支部
塩田 尚人	健康文化研究所代表
細越 淳二	国土舘大学教授
水野 貞	烏山地域町会自治会連合会会長 (任期:平成30年4月11日~平成30年4月20日)
宮崎 春代	砧地域町会・自治会連合会会長 (任期:平成30年(2019年)4月23日~平成32年(2021年)3月31日)
志賀 毅一	地域行政部長
岩元 浩一	玉川総合支所長

※「○」は委員長

5 選定結果

条例の審査基準に基づき、選定委員会で申請者から提出された事業計画書等の審査の結果を総合的に評価した結果、本施設について適格と評価し、次期指定管理者の指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙のとおりである。

6 選定理由

候補者の活動は区民会館・区民センターの設置目的に合致し、地域住民のコミュニティ形成に大きな効果をあげている。採点結果は審査基準点を越えており、総合的に審査した結果、適格性があると評価された。

7 今後のスケジュール (予定)

平成30年9月 区民生活常任委員会報告 (選定結果、議案の報告)
第3回区議会定例会 (指定管理者の指定の議案)
平成31年4月 指定管理者による運営の開始

選定結果

- 1 施設名称 世田谷区立烏山区民会館
- 2 指定管理者候補者名 烏山区民センター運営協議会
所在地 東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号
- 3 評価結果

評価項目	配点	得点
1 団体の目的	35	35
①地域コミュニティの形成	(35)	(35)
2 団体の構成等	105	103
①地域住民による組織	(35)	(33)
②地域住民の団体への参加	(35)	(35)
③役員を選出	(35)	(35)
3 団体の組織運営	105	103
①総会等の開催	(35)	(35)
②責任体制・役割分担	(35)	(33)
③法令・社会規範の遵守	(35)	(35)
4 団体の事業運営	350	315
①事業実績	(70)	(70)
②計画（地域コミュニティ形成・活性化）	(70)	(70)
③計画（利用者の要望の反映）	(70)	(54)
④危機管理・利用者対応	(70)	(53)
⑤公平性	(70)	(68)
5 情報等の管理	70	35
①文書・個人情報等の管理	(70)	(35)
6 団体の財務運営	105	92
①予算執行	(35)	(35)
②会計監査	(35)	(22)
③予算計画	(35)	(35)
合計	770	683
審査基準点	560	

会議録要旨

会議名	第5回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	世田谷総合支所地域振興課
開催日時	平成30年3月27日(火) 9時30分開始
開催場所	世田谷産業プラザ小会議室
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、矢島委員、川邊委員、本橋委員、男鹿委員
確認事項・ 主な意見等	<p><議題(区民センター)> 「世田谷区立区民センターの指定管理者の候補者選定方法について」</p> <p>指定管理者の選定方法について、以下のように事務局から説明し、公募によらず適格性審査を実施し選定することが承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区立区民センター条例第19条第1項に定める「特別の事情」の規定に基づき、公募によらず適格性審査を実施して指定管理者の候補者を選定する。 ・各区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進するために設立された施設である。その運営にあたっては、条例第18条により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。 ・各区民センターにおける運営協議会は、平成18年度から28年度まで指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行してきた。また、平成29年度は、区民センターの運営のあり方等について検討し、「区民センターの設置目的を踏まえ、地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担ってきた運営協議会が、指定管理者として区民センター事業を運営することが適している」という結果となった。 ・指定管理者制度運用に係る指針、第6の1の「(2)区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」とあり、これが本件の「特別の事情」に該当する。
その他	

会議録要旨

会議名	第2回 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	平成30年4月24日(火) 16時開始
開催場所	砧総合支所3階ミーティングルームA/B
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、綾野委員、志賀委員、岩元委員
確認事項・ 主な意見等	<p><議題(区民センター、烏山区民会館)> 区民センター、烏山区民会館 指定管理者選定の審査基準・審査方法等について</p> <p>区民センター及び烏山区民会館の指定管理者を非公募で選定するにあたって、以下の視点で審査する案を事務局から説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の目的(5点) <ol style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティの形成 2 団体の構成等(15点) <ol style="list-style-type: none"> ①地域住民による組織 ②地域住民の団体への参加 ③役員を選出 3 団体の組織運営(10点) <ol style="list-style-type: none"> ①総会等の開催 ②責任体制・役割分担 4 団体の事業運営(50点) <ol style="list-style-type: none"> ①事業実績 ②地域コミュニティ形成への貢献度 ③利用者対応 ④事業計画 ⑤公平性 5 個人情報の管理(5点) <ol style="list-style-type: none"> ①個人情報の管理 6 団体の財務運営(15点) <ol style="list-style-type: none"> ①予算執行 ②会計監査 ③予算計画 <p>※合格基準点：合計点数80点(100点満点)以上</p> <p>各委員から、審査基準案について以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を立てる際には、利用人数など利用状況等についての数値目標が必要。 ・利用者対応では、外国人対応についても視点に入れるべき。 ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント防止の視点も必要。 ・個人情報の保護だけでなく、文書管理や情報セキュリティの視点を加えるべき <p>各委員からの意見をふまえ、審査基準案を修正して再提示する旨、事務局から説明。</p>
その他	

会議録要旨

会議名	第3回 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	平成30年6月29日(金) 14時開始
開催場所	砧総合支所3階災害対策室
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、綾野委員、宮崎委員、志賀委員、岩元委員
確認事項・ 主な意見等	<p><議題(区民センター・烏山区民会館)> 区民センター、烏山区民会館 指定管理者選定の審査基準・審査方法等について</p> <p>第2回選定委員会での各委員からの意見をふまえ、区民センター及び烏山区民会館の指定管理者選定の審査基準・審査方法等の修正案について事務局から説明し、以下のとおり選定委員会で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の目的(35点) <ol style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティの形成 2 団体の構成等(105点) <ol style="list-style-type: none"> ①地域住民による組織 ②地域住民の団体への参加 ③役員を選出 3 団体の組織運営(105点) <ol style="list-style-type: none"> ①総会等の開催 ②責任体制・役割分担 ③法令・社会規範の遵守 4 団体の事業運営(350点) <ol style="list-style-type: none"> ①事業実績 ②計画(地域コミュニティ形成・活性化) ③計画(利用者の要望の反映) ④危機管理・利用者対応 ⑤公平性 5 情報等の管理(70点) <ol style="list-style-type: none"> ①文書・個人情報等の管理 6 団体の財務運営(105点) <ol style="list-style-type: none"> ①予算執行 ②会計監査 ③予算計画 <p>※合格基準点:合計点数80点×7委員=560点(770点満点)</p>
その他	

会議録要旨

会議名	第4回 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	平成30年7月6日(金) 17時開始
開催場所	砧総合支所4階区民集会所第2・3会議室
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、綾野委員、宮崎委員、志賀委員、岩元委員
確認事項・ 主な意見等	<p><議題(区民センター・烏山区民会館)> 区民センター、烏山区民会館 非公募の指定管理者の適格性審査について</p> <p>区民センター及び烏山区民会館の非公募の指定管理者の適格性審査の結果、各区民センター運営協議会(12団体)が指定管理者候補者として選定された。</p> <p>各委員からは、審査にあたって以下のとおりの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精緻な評価をするため、各審査項目の採点基準をもっと細分化したほうがよい。 ・危機管理・利用者対応、情報等の管理等の項目について、指定申請書類だけでは採点が難しい。 ・団体の財務運営について、審査の視点として「外部監査の実施」が挙げられているが、現実的でないのではないか。 ・指定申請書類の事業計画書には、目標設定についての項目があったほうがよい。 <p>委員長から、今後の選定委員会に向けて、審査資料についてより精緻な情報の提供ができるようにする等、各委員の意見をふまえて改善していくよう事務局に提案あり。</p>
その他	